西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

制定 平成25年４月１日

改正 令和３年４月１日

（趣旨）

第１条 この要綱は、西区役所が定めた西区マスコットキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において着ぐるみとは、西区役所が所有するマスコットキャラクター「にっしー」（アルファベット表記のときはＮＩＳＳＹ）の着ぐるみとする。

（貸出申込）

第３条 着ぐるみの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、あらかじめ西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申込書（様式第１号）を西区長（以下「区長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、西区役所の業務で使用する場合を除く。

２　同一時期に複数の貸出申込みがあったときは、原則として先着順とする。

（使用承認）

第４条 区長は、前条の規定による貸出申込書の提出があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認することとする。

（１） 営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合を除く）。

（２） 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。

（３） 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。

（４） 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。

（５） 西区及び西区マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。

（６） 西区の業務に支障が生じるとき

（７） 前各号に掲げる場合のほか着ぐるみの使用を不適切と認めるとき。

２ 区長は、前項の規定に基づき貸出を承認した場合は、西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第２号）により貸出希望者に通知し、貸出を承認しなかった場合は、西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出非承認通知書（様式第３号）により貸出希望者に通知することとする。

（使用上の遵守事項）

第５条 前条第２項の規定により貸出承認の通知を受け、着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用にあたって次の事項を遵守しなければならない。

（１） 西区マスコットキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。

（２） 貸出承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。

（３） 譲渡及び転貸しないこと。

（４） 使用の際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担すること。

（５） 使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取扱には十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により原状回復すること。

（６） 商標登録出願を行わないこと。

（使用料）

第６条 着ぐるみの使用料については無償とする。

（貸出期間 ）

第７条 着ぐるみの貸出期間は、７日以内とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

（使用状況の報告）

第８条　使用者は、着ぐるみの使用後、使用状況について速やかに写真、ポスター、チラシ等の使用実績を区長に提出すること。

（貸出承認の取消し）

第９条 区長は、着ぐるみの使用が、この要綱及び貸出承認の内容に違反していると認めるときは、当該着ぐるみの貸出承認を取消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第４号）により通知する。

3 区は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。